

議案第 77 号

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税  
免除に関する条例の一部改正について

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する  
法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、こ  
の省令の名称を引用する本条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成31年山都町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成31年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 町長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設(以下「対象施設」という。)</u>を促進区域内に設置した事業者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除(以下「課税免除」という。)することができる。</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第3条 町長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設(以下「対象施設」という。)</u>を促進区域内に設置した事業者について、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除(以下「課税免除」という。)することができる。</p>